

つくば市入札監視委員会
令和2年度第2回会議 審議概要

開催日時 及び場所	令和3年(2021年)1月27日(水) 14:00～ つくば市役所 コミュニティ棟3階 会議室A・B	
出席委員	委員長 星野 豊 (大学准教授) 稲葉 芳雄 (司法書士・行政書士) 中山 正美 (税理士) 前田 聡 (大学教授) <p style="text-align: right;">(敬称略)</p>	
審議対象期間	令和2年(2020年)4月1日 ～ 令和2年(2020年)9月30日	
審議案件総数	7件	
建設工事	3件	(一般競争:2件、随意契約:1件)
測量・建設コンサルタント	2件	(一般競争:2件)
業務・物品等調達	2件	(一般競争:1件、指名競争:1件)
委員からの 質問・意見、 それに対する 回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による 建議の内容	特になし	
その他	次回会議(令和3年7、8月予定)の審議事案抽出当番委員は、谷貝委員とする。	

【事案1】 2市単北条日向団地2・3・4号棟外壁改修工事

《 条件付き一般競争入札 》 電子入札

開札日	令和2年(2020年)6月23日
主管課	建設部 公共施設整備課
種別	防水工事
入札者数	9者 (参加申請:10者)
予定価格	12,130,000円(税抜き)
落札額	12,130,000円(税抜き)
落札率	100.00%

質問・意見

回答・説明

ランダム係数を導入した理由として同額の入札者が多いためと伺っているが、同額の入札者が多いと大きな弊害になるのか。

ランダム係数により最低制限価格が高くなったことで、市は約100万円余計に負担せざるを得なくなっている。ランダム係数を導入する必要はあったのか。

また、ランダム係数にマイナスの範囲もあつてしかるべきではないか。

ランダム係数の採用経緯としては、平成29年9月つくば市議会定例会議において、「入札制度の更なる改革を求める決議」でランダム係数の採用を求める決議がなされた。その後平成30年9月つくば市全員協議会において、茨城県内の採用自治体で最も多く用いられている1%幅、0.9950～1.0050の範囲で採用することを報告したが、同月のつくば市議会定例会議において、1%幅は不十分であるとして「入札制度の改革にあたり4%幅のランダム係数導入を求める決議」が出され、賛成多数で原案可決され、現在のランダム係数の導入に至った。

前回の入札監視委員会でランダム係数については係数の妥当性等を含め、多様な方面から検証する必要があるとの意見が付されていることもあり、昨年8月に庁内で入札制度検証チームを組織し、ランダム係数を含め入札制度について課題等を抽出し、検証を行っているところである。

ランダム係数を適用する基準は。

最低制限価格を設定する案件に適用している。最低制限価格を設定する案件は、入札制度運用方針で定めている。総合評価方式を除いた1億円未満の建設工事、全ての測量設計コンサルタント、除草業務、植栽維持管理業務、施設管理業務及び清掃業務である。

落札率が100%だが、今回のような工種ではよくあることなのか。考えられる理由はあるか。

今回のような修繕工事では初めてである。特にシーリング工事はメーカーからの見積りにより積算しており入札価格にばらつきが出るが、今回はランダム係数の影響で落札率が100%になったと思う。

ほぼ全ての参加者が失格になっているが、考えられる理由はあるか。

参加者の入札価格が最低制限基本価格以上の価格であるため、今回はランダム係数の影響であると思う。

<p>最低制限基本価格書の作成日が開札日よりだいぶ前になっているが、情報漏えいを防ぐためにも開札日の前日に作成したほうがよいのではないか。</p>	<p>通常であれば、最低制限基本価格の設定者が出張等で不在の場合を考慮し、開札日前3、4日以内に作成し提出するようにしている。ただ、今回は新型コロナウイルス感染症拡大防止の関係で在宅勤務等の影響から通常より早めの作成となった。作成後、提出するまでの間は施錠のできる場所で管理を行った。</p>
<p>全者が失格となり入札不調となると、再度入札等に時間やコストがかかる。談合等を防止することも大事であるが、入札不調となり、事業者のやる気が下がってしまったら、今度は応札者自体が少なくなってしまうことも懸念されるので、入札手続全体として多くの事業者が合理的に応札できるような入札制度の運用を今後も検討してもらいたい。</p>	<p>検討していく。</p>
<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。</p>	

【事案2】 2市単道改第9号吉沼館笠地区道路改良舗装工事

《 特別簡易型総合評価方式による一般競争入札 》 電子入札

開札日	令和2年(2020年)8月4日
主管課	建設部 道路整備課
種別	土木一式工事
入札者数	22者 (参加申請:30者)
予定価格	21,180,000円(税抜き)
落札額	18,290,000円(税抜き)
落札率	86.36%

質問・意見	回答・説明
<p>応札額が同一価格に集中しているため、予定価格の妥当性に疑問があるが、どのように考えているか。</p>	<p>茨城県の積算システムを用いて設計額を算出しており、それに基づいて予定価格を設定しているため、適正な価格であると考えます。</p>
<p>同一価格の応札が多いが、考えられる理由は。</p>	<p>積算ソフトの使用や、情報公開等で過去の設計書を取得して積算した結果であると考えられる。</p>
<p>応札額が同一価格に集中しても、総合評価方式を適用することで、事業者の技術評価点によって差をつけることが可能になるという理解でよろしいか。</p>	<p>そうである。</p>
<p>予定価格の設定を事業者の応札額に近付けるような工夫や修正の余地はあるものなのか。</p>	<p>つくば市は、茨城県の積算基準等を用いて積算を行っている。特に国庫補助事業等において会計検査院から積算基準の合理性等を問われたときに、独自積算だと相当の根拠が必要になってしまうこともあり、上位監督官庁のものを用いて積算するのが間違いないと考える。</p>
<p>予定価格が応札額に対して高すぎると失格基準価格も高くなる。事業者を擁護するという観点からすればある程度以上の高値にすべきだということは理解できるが、支払う側からすれば本来はもう少し競争で安くなるはずのところ失格基準価格によって一定額以下に安くならない現象が起きてしまうと思う。 今回の失格基準価格は合理的な額と考えているのか。</p>	<p>そう考えている。</p>
<p>調査基準価格と失格基準価格はどのように設定するのか。</p>	<p>中央公契連モデルを採用しており、調査基準価格は直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費に一定の掛け率を乗じて算出している。 また、失格基準価格は調査基準価格に一定の掛け率を乗じて算出している。 なお、すべての掛け率は公表している。</p>

<p>総合評価方式にはなぜランダム係数を採用しなかったのか。</p>	<p>総合評価方式による入札には、低入札価格調査制度を採用しており、調査基準価格を下回った者を調査し、落札者とするか否かを決定する制度である。 ランダム係数は価格競争において失格か否かを定める最低制限価格に導入したものであり、低入札価格調査制度には導入していない。</p>
<p>事業者は調査基準価格も失格基準価格もある程度計算できるため、失格基準価格付近で入札した者の評価点が高くなる制度になってしまっているのではないか。</p>	<p>つくば市では平成30年度から総合評価方式による入札を少しずつ増やしながら試行的に行っている段階であり、事業者も慣れていない面もある。 茨城県では十数年総合評価方式を導入しており、調査基準価格を下回るような入札は少ないと聞いているため、技術評価点を持っている事業者がそこまで価格を下げなくても落札ができることをもう少し理解してもらおうと変わってくるのではないかと思っている。</p>
<p>総合評価方式は地元で長く事業を行っている事業者ほどある程度有利な制度であると思うが、新規参入だけれど今後も地元で長く事業を行ってほしいような事業者を育成するような制度システムも試行錯誤するなかで工夫をお願いしたい。 ただ現状としては、同じような価格での入札は避けようがないので過去の実績等を評価しその技術評価点と入札価格とを総合的に判断しつつ落札者を決めるシステムと理解したがそれでよいか。</p>	<p>そのとおりである。</p>
<p>総合評価方式の特別簡易型というのは具体的にどのようなものか。</p>	<p>総合評価方式には、標準型、高度技術提案型、簡易型、特別簡易型がある。標準型は、技術的な工夫の余地が比較的大きい工事で、施工上の技術提案等を求めその評価項目と価格とを総合的に評価する方式である。 高度技術提案型は、技術的な工夫の大きい工事で、高度な技術提案等を求めその評価項目と価格とを総合的に評価する方式である。 簡易型は、技術的な工夫の余地が小さい工事で、簡易な施工計画等に基づく技術力等と価格とを総合的に評価する方式である。 特別簡易型は、国が市町村向け簡易型として設けた方式で、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事で、定量化された評価項目と価格とを総合的に評価する方式である。</p>
<p>つくば市ではほとんどが特別簡易型なのか。</p>	<p>まだ始まったばかりであるため、特別簡易型で試行している。本格導入され確立した後に簡易型や標準型も徐々に導入していければと考えている。</p>
<p>総合評価方式を適用する基準などはあるのか。</p>	<p>現在試行中であるため、様々な業種や価格帯で模索して実施している段階であるので、まだ基準等は定まっていない。</p>

《評価》

この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。

【事案3】 2市水新設第6-2号上河原崎地区消火栓設置工事

《 随意契約 》

見積期日	令和2年(2020年)8月25日
主管課	生活環境部 水道工務課
種別	土木一式工事
見積者数	1者
予定価格	1,630,000円(税抜き)
見積金額	1,500,000円(税抜き)
比率	92.02%

質問・意見	回答・説明
見積書の作成日と契約書の締結日が同日だが、あらかじめ準備し、日程を合わせて一日で手続を進めたという理解でよろしいか。	そうである。
今回は新型コロナウイルスの影響があり、特別な進め方で契約手続を行ったのか。	このような案件に関しては、通常このような形で進めている。
今回のような付帯工事の契約は、締結までの調整にどれくらいの期間を要するのか。	本体である配水管工事の契約を締結してから概ね1か月以内に付帯工事の随意契約を締結している。
今回の工事は本来は入札によるものであるべき契約なのか。本体工事と付帯工事を一括で契約するほうがわかりやすいのではないか。	今回の消火栓工事は全額負担金で行っているが、本体工事は色々な財源が混じっているため、区分けをするために契約を分けている。
本体工事の入札要件に、付帯工事を発注する可能性について記載しているのか。	記載していない。
本体工事の受注者とは別の事業者と付帯工事の契約を締結したことはあるのか。	ない。通常、本体工事と同じ事業者でないと施工ができない。また、コスト削減や責任の所在が明確になるため、本体工事の受注者と随意契約をしている。

<p>付帯工事を別の事業者と契約することはないとすると、事業者は交渉の余地があると考え、随意契約において高値で見積りを出しては来ないのか。</p>	<p>設計金額を超えない予定金額の範囲内で必ず契約するため、そういうことはない。</p>
---	--

《評価》

この事案の契約手続は、適正に行われたものとする。

【事案4】 2-5下水道管渠ストックマネジメント及び耐震事業支援等業務委託

《条件付き一般競争入札》電子入札

開札日	令和2年(2020年)4月21日
主管課	生活環境部 下水道課
種別	土木関係コンサルタント
入札者数	1者(参加申請:1者)
予定価格	70,280,000円(税抜き)
落札額	58,150,000円(税抜き)
落札率	82.74%
質問・意見	回答・説明
この種類の契約では1者応札ということはよくあるのか。担当課としてはこういったこともあり得ると受け止めているのか。	今回は新型コロナウイルスの影響もあり、1者応札になったと考えている。 業務内容が特殊であり、事業者の経験や実績を考えると、多くの事業者が参加する案件ではないと考えている。
今回のような発注は頻繁にあるのか。	下水道計画においては、ストックマネジメントと事業認可の計画等を5年に1回程度で計画するという方針であるため、毎年発注があるような案件ではない。
前回の契約はどちらの事業者と契約していたのか。	前回は長寿命化計画という契約で名称は異なるが、今回落札した事業者と契約していた。 また、今回は耐震業務についても当該業務に含めているが、以前の総合地震計画については別の事業者と契約していた。
入札参加資格を満たすと想定した事業者が19者となっているが、リストはあるのか。	つくば市の入札参加有資格者名簿に登載されている事業者の中で入札参加資格要件を満たしている事業者は19者であった。地域要件を県内事業者とすると参加可能事業者数が少なくなってしまうため、地域要件を指定なしとした。
施設の点検、診断、市全体の配置計画となると、従前の状況を知っていて問題がどこに起きるかわかる事業者は総合的にコストを抑えることができる。新規事業者は一通り確認しなければならないためそれだけコストがかかってしまう。 しかし、市からデータの提供を受ければある程度状況は把握できるため、大きな差はつかないと思うが、担当した事業者ならではの知識やノウハウがあるということか。	前回受注した事業者ならではの、データだけではない知識やノウハウはあると思う。

<p>長年やっている事業者の方が強く、今回の落札事業者がずっと継続して落札しているとなると、入札として機能しなくなる可能性があると思う。過去の実績に照らして、形式的に入札を行うのではなく、過去の実績に照らして、随意契約に切り替えるという選択肢はあるのか。</p>	<p>事業認可等の計画の入札では、他の事業者が落札しているので、この1者だけが完璧に安価でできるとも言いがたいところである。</p>
<p>支援業務とは具体的にどのような業務内容なのか。</p>	<p>下水道施設の効果的な場所の位置づけや、計画に則った業務の管理を支援してもらう。</p>
<p>価格の大半は人件費が占めるのか。</p>	<p>大体は人件費になってくと思う。設計価格については下水道設計の標準歩掛りに基づき積算しており、事業者が応札した価格も独自というより歩掛りに則った見積りであると考えている。</p>
<p>近隣の市においても同様の業務は発注していると思うが、他市町村の契約金額と比べて突出して高いことや安いことはないのか。</p>	<p>他市町村の落札率は確認していないが、突出して高い、安いということはないと思う。</p>
<p>当面の間は、この業務における入札参加資格の要件については維持する予定なのか。特段問題が生じているわけではないという認識でよろしいか。</p>	<p>この業務における資格要件や実績要件をどのレベルで設定するか精査した結果、応札可能者数が19者となっているので、大きな変化がなければ同じような要件になると思う。</p>
<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。</p>	

【事案5】 2児童福祉施設定期点検業務委託

《条件付き一般競争入札》電子入札

開札日	令和2年(2020年)7月22日
主管課	こども部 こども育成課
種別	建築関係コンサルタント
入札者数	9者 (参加申請:9者)
予定価格	3,279,000円(税抜き)
落札額	2,622,000円(税抜き)
落札率	79.96%

質問・意見	回答・説明
落札者の入札価格が他の参加者に比べかなり低いが、毎回同じような落札率なのか。	平成30年度及び31年度に同様の業務を行っているが、落札率は約80%でほぼ同じような落札率である。
過去の落札率からみると他の事業者も低く入札してきそうだが、高めの金額で入札してくる理由は何なのか。	想定される理由としては低い価格で入札している事業者は個人事業者であり、人件費等を自分で管理しやすいため低い金額で入札できるのではないかと考察している。
今回の業務内容では点検をするだけで修繕業務はないため、ほとんどは人件費ということか。修繕の必要があるところはまた別途入札にかけるのか。	今回の業務内容はほとんどが人件費である。修繕については点検結果から年次計画を策定し、入札により実施をしている。
施設からの修繕要望と今回の点検業務の結果での指摘は、ある程度一致しているのか。	施設からの要望で保育に支障をきたすレベルのものは随時受け付けて対応している。指摘が一致することもあるが、今回の業務では外壁の劣化状況の確認や雨漏りの修繕の必要性を指摘してもらい、年次計画に基づく大規模改修の際に、指摘事項を重点的に修復するという手法をとっている。
定期点検のサイクルはどのようになっているのか。その都度入札を行っているのか。	市内の施設を3グループに分け、3年に1度定期点検を行っている。その都度入札を行っている。

<p>予定価格の算定基準は。</p>	<p>茨城県土木部が公表している令和2年の公共工事設計労務単価表、一般社団法人茨城県建築士事務所協会が公表している特殊建築物定期報告及び定期点検業務報酬算定基準により、予定価格を算定している。</p>
<p>最低制限基本価格がある程度予想がつくため、落札事業者はランダム係数に引っかけからない5%増しで入札してきている。ランダム係数の影響で高めの応札価格になっていると感じた。</p>	
<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。</p>	

【事案6】 2市長・市議選挙 投票用紙印刷

《条件付き一般競争入札》電子入札

開札日	令和2年(2020年)8月26日
主管課	選挙管理委員会事務局
種別	印刷請負業務
入札者数	1者(参加申請:2者)
予定価格	2,259,560円(税抜き)
落札額	1,168,000円(税抜き)
落札率	51.69%

質問・意見	回答・説明
4年前はどちらの事業者が落札をしたのか。また、落札価格は。	今回と同じ事業者と契約している。前回は随意契約で行っており契約金額は約144万円である。
積算方法に問題はなかったのか。	積算については落札した事業者も含め3者から見積書を徴収し予定価格を設定した。
見積価格と入札価格に大きな差があるようだが理由は確認したのか。	確認していない。
印刷においてコストを下げられるのは組版を残しているからだと思う。また、同種の投票用紙が大量に出回って偽投票が生じると問題になると思うが、契約書の中で契約履行後は組版を廃棄するような条文は入れているのか。	組版を廃棄するような条件は、仕様書等に記載していない。
今回のように予定価格と落札価格の差が、事業者からの見積りに原因があるとするならば、予定価格の算定方法について検討するか、あるいは後日見積価格と入札価格の差について理由を説明してもらった方がよいと思う。今後もこういったことが続くようならば入札が機能していないという話にもなりかねない。	落札者に対し、見積価格と入札価格の差について確認したいと思う。
随意契約から入札に変更した理由はあるのか。	前回は投票用紙の色の決定時期が9月で、入札とすると時期的に間に合わないため随意契約を行った。

<p>一般的な印刷物の委託とは違い、時期や様式、品質が特定され、かつ超過がないように、納期も厳守するといういくつかの特殊な事情があるため、信頼度が高い事業者と随意契約の方が合理的であるという説明もつくと思う。価格が安ければよいというものではない。せっきゃく、随意契約と入札の両方の方式を経験できたので、次回に向けて比較検討し、次回は最も合理的と思われる方法を選択すればよいのではないかと思う。</p>	<p>検討する。</p>
--	--------------

<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。</p>	
--	--

【事案7】 2水道メーター新品購入	
《 指名競争入札 》 電子入札	
開札日	令和2年(2020年)4月16日
主管課	生活環境部 水道業務課
種別	物品の購入
入札者数	5者 (指名業者:6者)
予定価格	19,833,480円(税抜き)
落札額	8,125,140円(税抜き)
落札率	40.97%
質問・意見	回答・説明
指名業者選定伺の中で、不誠実な行為がないという事業者が3者しかいないが、どういうことなのか。	契約実績があり確実な履行がなされ、不誠実な行為がなかったという意味である。
総合評価方式では不誠実な行為があった場合は評価に影響してくるのか。	総合評価方式においてはマイナス要素の評価はないが、不誠実な行為があった場合には指名停止の措置になると考えられる。
製品は自社製造でも他社からの調達でもよいのか。自社製造となるとそれなりの工場設備や技術が必要になってくるが、調達でもよいとなると小さな工場でも参加できるようになると思う。	仕様書において、受注者が製造し納入する旨を記載している。
予定価格はどのように算出したのか。	3者から見積書を徴収し、その平均値で設定した。
水道メーターはカタログ等で価格がわかるものなのか、それとも個別に見積書を徴収して初めて価格がわかるものなのか。	個別の見積書で初めて価格がわかるものである。
今回のような業務では恐らく受注してから生産し納入となると思うため、工場がこれにかかりきりになることから見積書は高めに設定されているという事情はあるのか。見積価格と入札価格の大きな差について事業者を確認しているのか。	水道メーターは銅でできている部分が多く、その価格の変動がかなり激しく4割程度動く場合もあるため、それを考慮した見積りの価格設定であると聞いている。
材料の仕入れ価格に変動があり、事業者としては高めに見積もりせざるを得ないということか。	材料代がかなりの比率を占めていると聞いているため、そうだと思う。

<p>毎年同じ位の数量を発注しているのか。 また、直近の同種の入札の落札価格はどうかであったか。</p>	<p>毎年同程度の数量を発注している。 多少数量は異なるが、令和元年度は約772万円、平成30年度は500万円台、平成29年度は900万円台である。</p>
<p>見積価格と入札価格に乖離がありすぎると、事情を知らない新規参入者にとっては翻弄される原因になりかねない。それが入札に対する信頼性の低下につながる可能性もあるため、今後に向けて予定価格算出の参考のために見積価格の算定はどのような形で行われ、入札価格と差が大きい理由について確認した方が良いと思うが。</p>	<p>確認したいと思う。</p>
<p>近隣の自治体は同じような落札率なのか。</p>	<p>納入個数や設計積算の方法等が異なるため単純比較はできないが、落札率が60%や70%の自治体もある。</p>
<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。</p>	